

令和2年2月26日

公益財団法人埼玉県公園緑地協会 【一般事業主行動計画】

公益財団法人埼玉県公園緑地協会は、職員が仕事と子育てを両立することができ、生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率向上を図る。(半日休み、時間休みの取得の促進)

<対策>

- 令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
併せて、子育てを含めた職場のワークライフバランスを実現することの重要性について、年次有給休暇の取得向上が重要であることを会議等で協会全体に周知・啓蒙していく。
- 令和2年10月～ 問題点の洗い出しとその原因を分析し、改善内容を検討する
- 令和3年 4月～ 改善内容を実行し、適宜取得状況を確認する。

目標2：特別有給休暇の利用を一層周知し、利用促進を図る。

※現在、当協会では「子育て休暇」、「介護休暇」、「裁判員休暇」等特別休暇を定めている。
これらの休暇制度の利用について一層の周知を図り、取得の促進に努める。

<対策>

- 令和2年 4月～ 情報提供時期と回数などを検討する。
- 令和2年 7月～ 情報提供実施。

目標3：育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用促進をする。

<対策>

- 令和2年 4月～ 職員への周知用チラシを作成する。
- 令和2年 7月～ 会議等で協会全体に制度を周知する。